

2023 年度(令和 5 年度)事業計画書

自 2023 年 4 月 1 日

至 2024 年 3 月 31 日

2023 年度基本方針

ダンス界は長期のコロナ下で三密規制等を受けるなど深刻な状況にありましたが、政府において、マスク着用などの感染対策全般の方針変更が明らかになりました。

全ダ連の 2023 年度の活動は、コロナ収束後の実状に合わせた事業の推進を図ってまいります。その際、社交ダンス本来の様式美や、礼儀を重んじ、その佇まい、趣、品格などの普及に努め、技術や作法が洗練され、かつ高い達成度をもつ社交ダンスの振興を図ることが必要です。

ダンス文化を普及推進する立場の全ダ連としては、ダンス愛好者が喜びを分かち合いながら交流することのできる環境づくりを行い、また、ダンス界の中核をなしてゆくためにも、ひき続き他団体との連携を保ちつつ、予てより提唱している「全ダ連ブランド」の構築に向けての活動を加速させ、今後の健康長寿の社会の活動に寄与することと致します。

活動の担い手である会員のダンス技術向上のために、意識変革を図り、コンプライアンスの確保に努めつつ、各委員会を中心に全ダ連一丸となって改革を推進してまいります。

こうした事業を円滑に進め、会員間の交流を図るため、全ダ連ホームページの更なる更新、充実を図るとともに、IT 化を進めることと致します。

1 資格認定事業（資格認定委員会）

ダンスを正規に教授する能力を有するダンス教師を養成するため、認定講習及び認定試験を実施する。また、ダンス教師の技能及び知識の向上を図るため昇級試験を実施する。

(1)ダンス教師認定講習/昇級試験

地域会ごとに年 2 回実施する。

	実施日	摘要
前期	2023 年 6 月 8 日(木)	A 第 74 回 M 第 73 回 L&F
後期	2023 年 11 月 9 日(木)	A 第 75 回 M 第 74 回 L&F

(2)ダンス教師認定試験

本部主催によりおおむね年 2 回実施する。

2 カリキュラム承認事業（カリキュラム作成委員会）

ダンス教師認定講習のカリキュラムの見直しを行う。

3 研修事業

ダンス教師の、ダンスを指導するために必要な技能及び知識の向上を図るため、本部及び教師協会ごとに指定研修会を実施する。

- (1) 本部主催の指定研修会(賛助会員(個人)対象)・試験役員対象セミナーなどを実施する。
- (2) 教師協会ごとの指定研修会等の充実を図る。

4 アマチュアダンス技術検定試験事業 (アマチュアダンス技術検定委員会)

ダンスの普及及び技術向上のため、アマチュアダンス技術検定試験の実施を促す。

5 出版事業(広報・出版・IT委員会)

- (1) 教本・教材を販売する。
- (2) 各委員会と協力し、当該委員会に関わる教本・教材の研究・企画する。

6 ANADアマチュア指導員資格試験事業 (ANADアマチュア指導員資格認定委員会)

- (1) 正しいダンスの普及と向上を目指し、ANADアマチュア指導員資格試験を実施する。
- (2) ANADアマチュア指導員資格試験審査員講習を実施する。
- (3) ANADアマチュア指導員資格指定研修会を年1回開催し、技術の向上を図る。
- (4) ANAD アマチュア指導員試験事業を見直し精査する。

7 ウェルフェアダンス普及事業 (ウェルフェアダンス指導員認定委員会)

- (1) ダンスを通じ社会に貢献するべく、福祉施設や高齢者施設等を訪問しダンス講習を行う。
- (2) 福祉イベント等へ積極的に参加し、委員会の活動をPRし、新規会員の発掘に努める。
- (3) 身体に障がいをもつ人々の健康増進や心身のリハビリの一環に寄与する為、車いすダンス・ブラインドダンス・手話ダンスの普及に努める。
- (4) ウェルフェアダンス(車いす・ブラインド・手話)の普及のため、指導者を育成し、資格の認定を行う。
- (5) ウェルフェアダンス指導員認定講習を各支部にて実施する。
- (6) ウェルフェアダンス指導員研修会を実施する。
- (7) 商標「ウェルフェアダンス」の使用許諾事業を実施する。

8 広報啓発事業（広報・出版・IT委員会）

- (1) ダンス教授所及びダンス教師の品位を保持し、ダンス教授の適正化を図るため、必要な広報活動を行う。
- (2) ダンス界の適正な発展のため、関係諸団体の広報誌、プログラム、会報及びインターネットを通じ、健全なダンス事業の普及活動を行う。
- (3) ホームページの充実化を図り、会員及び一般のダンス愛好家に興味深い記事、案内等を掲載する。
- (4) メールングリストを活用し、速やかな情報発信をする。

9 ダンス普及事業(ダンス普及事業委員会)

- (1) ダンスフェスティバル地方開催の促進を図る。
- (2) 会員およびその他団体向けのダンス競技会の「公認」「後援」をし、各団体を支援する。
- (3) 次回のフェスティバルを計画し、実現に向け準備するとともに、更なるダンスの普及事業を展開する。

10 ダンス教授所に対する指導・助言及び認定事業（ダンス教授所及びジュニア育成教室認定委員会）

- (1) 連合会はダンス教授所に対し、自主規制要綱とカリキュラムに基づいて適正に運営されるよう指導助言し、認定ダンス教室の認定を行う。
- (2) ダンス教授所の音楽著作権使用料を廉価に提供するため、一般社団法人日本音楽著作権協会と団体契約を継続し、ダンス教授所の団体契約の促進を図る。さらには滞納者を精査しその解消に努める。

11 ジュニアダンス普及事業（ダンス教授所及びジュニア育成教室認定委員会）

- (1) ジュニアダンス育成手引書の解説・実技講習会を開催し、ジュニアダンス事業の普及に努める。
- (2) ジュニアダンス指導のための動画作成をすすめる。

12 諸会議の開催

(場合によってオンラインで開催)

【定時総会】 事業年度終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合は臨時総会を開催する。

【理事会】 定時理事会として2回以上開催するほか、必要がある場合は臨時理事会を開催する。

【常任理事会】 会長が必要と認めた時、随時開催する。